

小城鍋島家創設四〇〇年記念

佐賀藩

初代藩主の 子供たち



いあいさつ

鍋島勝茂公は慶長十二年（一六〇七）、龍造寺家の家督を引き継ぐ形で初代佐賀藩主となり、多久家など龍造寺家一門を重用しつつ初期の藩政を推し進めました。

七男六女（*）の子供たちに恵まれた勝茂公は、多久家をはじめとする龍造寺家一門に娘を嫁がせ、縁戚関係を深めます。このうち、徳川家康公の養女である継室高源院との間には五男を儲けましたが、世継ぎとなった二男忠直公は早世したため、二代藩主はその子光茂公（勝茂公の孫）が継ぎました。

忠直公以外の息子たちの多くは分家を創設して鍋島家一門を形づくり、龍造寺家系の重臣を凌ぐ知行高と家格をもつに至ります。やがて勝茂公が亡くなると、本家と分家は、ときに対立を孕みながらも同族としての結びつきを維持し、ともに藩政運営や、幕府に対する鍋島家の立場の維持・発展を目指しました。

本展は、平成二十九年が長男元茂公による最初の分家創設（小城鍋島家）から四〇〇年にあたるのを機に、初代藩主による一門の創設を中心とした藩政運営の基盤づくりをたどる展覧会です。

（*）成人した子女のみ

平成二十九年九月四日

公益財団法人 鍋島報効会





娘が寄進した初代藩主の肖像画

鍋島勝茂像 一幅 江戸時代前期
寛文元年（一六六一）、性空院（伊勢菊）により高傳寺へ寄進
縦九四・四cm 横四五・四cm
絹本着色 掛幅装
公益財団法人鍋島報效会所蔵

初代佐賀藩主鍋島勝茂は天正八年（一五八〇）に鍋島直茂・彦鶴（陽泰院）の子として生まれた。直茂四十三歳にして待望の初めての男子だった。朝鮮出兵・慶長の役に父直茂とともに出陣して初陣を飾り、関ヶ原の戦いでは西軍に与し、伏見城攻略や伊勢の安濃津城攻めなどに加わった。

そして慶長十二年（一六〇七）に龍造寺高房と政家が相次いで逝去したことで、勝茂は名実ともに初代佐賀藩主となった。その翌年から佐賀城惣普請が始まり、長期にわたり佐賀城および城下町の整備を進めた。このほかにも藩主在任中には、数々の公儀普請を担い、それゆえ悪化した財政の再建策を講じ、島原の乱への出兵や、その後の長崎警備への対応などの軍事動員、「鳥ノ子帳」に代表される法整備など藩政の基盤づくりに力を注いだ。

本図は高麗縁の上畳に座す勝茂像。衣冠束帯の平緒や黒袍には勝茂が用いていた花杏葉紋があらわれている。

画幅が収められていた春慶塗の箱には、銀製金具に古様を呈す花杏葉紋が表されていることから、当初のものと考えられる。その蓋裏には「奉寄進 泰盛院殿御影一幅 恵日山高傳寺常住 寛文元年辛丑年十月吉日 性空院」と書されており、勝茂逝去から四年後にあたる寛文元年（一六六一）十月に、勝茂の四女で藩内の重臣神代常利に嫁いだ伊勢菊（性空院／一六二〇〜一八〇）により菩提寺の高傳寺に寄進されたことがわかる。

寛文元年は、伊勢菊のすぐ上の同母兄直弘が七月七日に没し（四十四歳）、生母高源院が九月六日に没している（七十四歳）。伊勢菊が勝茂像を高傳寺に奉納したのは、その翌月のことだった。



7 佐賀藩の初期藩政

- (一) 多久家所蔵文書 一冊 鍋〇一五・二一一〇
- (二) 御書物写(多久家有之候御書物写) 二十三冊 鍋〇一五一〇
- (三) 多久家書物写 十九冊 鍋〇一五一
- (四) 多久家有之候書類 十五冊 鍋〇一五一一

江戸時代初期の藩政運営は龍造寺四家(諫早・多久・武雄・須古)が中心をなし、寛永五年には藩の基本法令にあたる壁書や法度などの諸法令が、勝茂から多久・諫早・武雄宛てに出されている。この年に作成されたのが寛永五年着到帳であり(出品資料No.6)、龍造寺四家は小城鍋島家に次いで最上位にランクされている(※)。中でも勝茂は多久安順を重く用い、その跡を継いだ多久茂辰は寛永十二年(一六三五)、勝茂から「国元諸事仕配」を命じられ、蔵入方に加え藩主御側財政にあたる小物成や公儀料まで任された(※)。

本資料は、いずれも多久家伝来の文書を江戸時代後期に書写した資料群の一部。戦国〜江戸時代前期における領国経営・藩政運営上、重要な書状が多い。

(一) 多久家所蔵文書(一冊)

おもに多久家に関する書状一〇六通の写し。冒頭は「剛忠様御手跡」、つまり水ヶ江龍造寺家の祖である家兼の書状に始まる。書状の発給者は、龍造寺周家、その夫人の慶閑尼、その子隆信・長信(多久家の祖)などの龍造寺家や、鍋島直茂・高源院(勝茂継室)などの鍋島家や多久茂辰ら。

(二) 御書物写(多久家有之候御書物写 二十三冊)

冒頭は「日峯様(直茂より天叟様(多久安順)への御書扣)に始まり、龍造寺・鍋島両家の書状を中心に収録。勝茂関係では公儀普請や財務・長崎警備など内容は多岐にわたる。

(三) 多久家書物写(十九冊)

水ヶ江龍造寺家や天草・島原の乱に関する文書も含まれている。天保十四年(二八四三)、佐賀藩行政トップの請役当役であった鍋島茂貞(安房/須古鍋島家)が書写させたものであることが、見返しの識語から分かる。

(四) 多久家有之候書類(十五冊)

御什物方に保管されていたものを嘉永六年(一八五三)に書写したことが見返しの書付からわかる。八一四項目が収録されており、勝茂から多久茂辰に宛てられた書状が多いほか、龍造寺隆信から弟長信宛て、鍋島直茂から多久安順宛て、豊臣秀吉から慶閑尼宛て書状など。

(※) 藤野保編『佐賀藩の総合研究』―藩政の成立と構造(吉川弘文館、昭和五十六年)／(※二) 鍋〇一五一―多久家文書(御什物方差出)所収「多久安順・茂辰ら宛て鍋島勝茂惣仕置書立」寛永十二年六月二十三日付『佐賀県史料集成』第十巻、多久家文書(御什物方差出)第五号

21 鎗色塗紺糸威 二枚胴具足

一領 安土・桃山〜江戸時代初期
成富兵庫茂安所用 胴高三六・〇cm
鉄製 漆塗 紺糸威
公益財団法人鍋島報効会所蔵

成富兵庫茂安（一五六〇〜一六三四）所用と伝わる具足。茂安は、龍造寺隆信や鍋島直茂のもと数々の戦功を立て、また領

内各所の治水・利水事業を展開したことで知られる。「成富家譜」（出品資料No.20）によれば、この具足は加藤清正が毛利攻めで着用した吉祥の具足として、茂安に授けたものと伝えられている。胴当は伝承通りの時代の可能性があるが、それ以外は少し下つて清正没後の元和〜寛永年間（一六一五〜一六四四）頃の制作と見られる。葛葉紋がつく前立は後補。明治二十九年（一八九六）、成富家から鍋島家に献上された。

22 采配

一握 安土・桃山〜江戸時代初期
成富兵庫茂安所用
柄長三三・〇cm
公益財団法人鍋島報効会所蔵



覚

一長門へ子兄弟二而も無之候へ共前より之筋目二候条
名字連続候へてハ不叶儀候就夫其方儀前伯耆
娘と致嫁娶神代家督ニ申付候自今以後は
伊勢菊事其方一人相頼可能有候条可致孝行
覚悟第一之事
一神代名字乗候上者何様之儀候共以来迄名字を
替被申間敷候若無抛名字を替候ハ、知行之儀ハ
名字ニ付たる事候条可被得其意事
一神代家中之者余之家中とハ相替候条加不便
下と迄迷惑仕候儀無之様ニ能と其心得可為肝要事
以来家中ニ自然不屈者於有之ハ兼日存候者ハ
我等へ申聞其上二而何之道ニ可被申付候縦下と之
者ニ而も曲事之者有之刻憐愍之心持可然事
一神代・松瀬・杠其外前と方名字之者名替候儀ハ
不苦候其名字ハ連続候様ニ可被申付事
一其方今度召連候家中之者神代前々之
家中之者と取分無之召仕立候座配等之儀も
其心得可申事
一与頭并諸役者其外之者共前ニ不相替申付扱又
遣方万事此中より手ふとく不相成様ニ心遣肝要ニ
候事口上

右之条々存其旨以来無相違様ニ心遣
不可有失念候已上

承応四年三月廿七日

信濃守 花押

神代大和殿

右之条々存其旨以来無相違様ニ心遣
不可有失念候已上

承応四年三月廿七日

信濃守

神代大和殿

25 六男直長、神代家を継ぐ

神代直長宛て鍋島勝茂覚一通

承応四年二月二十五日付

縦三九・七cm 横一〇・六cm 紙本墨書

公益財団法人鍋島報効会所蔵(神代家文書No.020)

勝茂の四女伊勢菊(一六二〇〇八〇)は、多久安順・
徳寿院(勝茂姉)の養女として神代常利に嫁いだ。常
利の跡は、子の常宜が継ぐも承応四年(一六五五)に
十七歳で早世。そこで神代家の家督を相続したの
が勝茂の六男直長(一六二八〇九三)である。直長は
寛永五年(一六二八)に誕生し(母は高源院)、はじめ
関將監清長の養子となっていた。

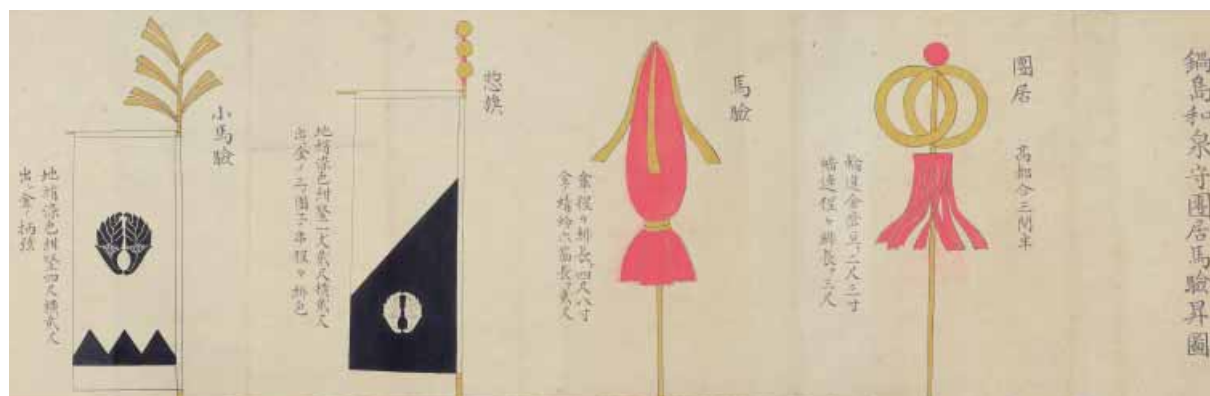
本資料は神代家相続に際し、勝茂が直長に送った心
得書。第一条ではまず、「長門(神代常宜)へ子・兄弟
にてもこれ無く候へ共、前々よりの筋目に候条、名
字連続し候はでは叶わざる儀に候」として、神代常
宜には跡を継ぐべき実子や兄弟はいないが、神代家
を存続させる必要性を述べている。そこで直長を
「前伯耆」(神代常親の常利の父)の娘(伊勢菊)と婚
姻させる形で「神代家督」を申し付けている。さら
に神代家の名字の重要性について、「もし抛無く名
字を替へ候はば、知行の儀は名字に付たる事に候
条、その意を得らるべき事」として、知行地は直長個
人ではなく神代家に与えたものと釘をさしている。
また「自今以後は伊勢菊事、其方一人相頼み罷り有
るべく候条、孝行致すべき覚悟第一の事」として、伊
勢菊は夫の常利を亡くし、子の常宜にも早世され独
り身であり、今後は直長だけが頼りとなるため実姉
への孝行を尽くすようにと諭している。勝茂はこ
の年七十六歳。病のため江戸参府もできないほど
であった。伊勢菊の行く末を案じ、直長に託す父勝
茂の気持ち慮られる。勝茂はこの二年後に没する
が、その菩提を弔うため、肖像画を高傳寺に奉納し
たのは伊勢菊だった(出品資料No.1)。



小城鍋島家(三家)



蓮池鍋島家(三家)



鹿島鍋島家(三家)

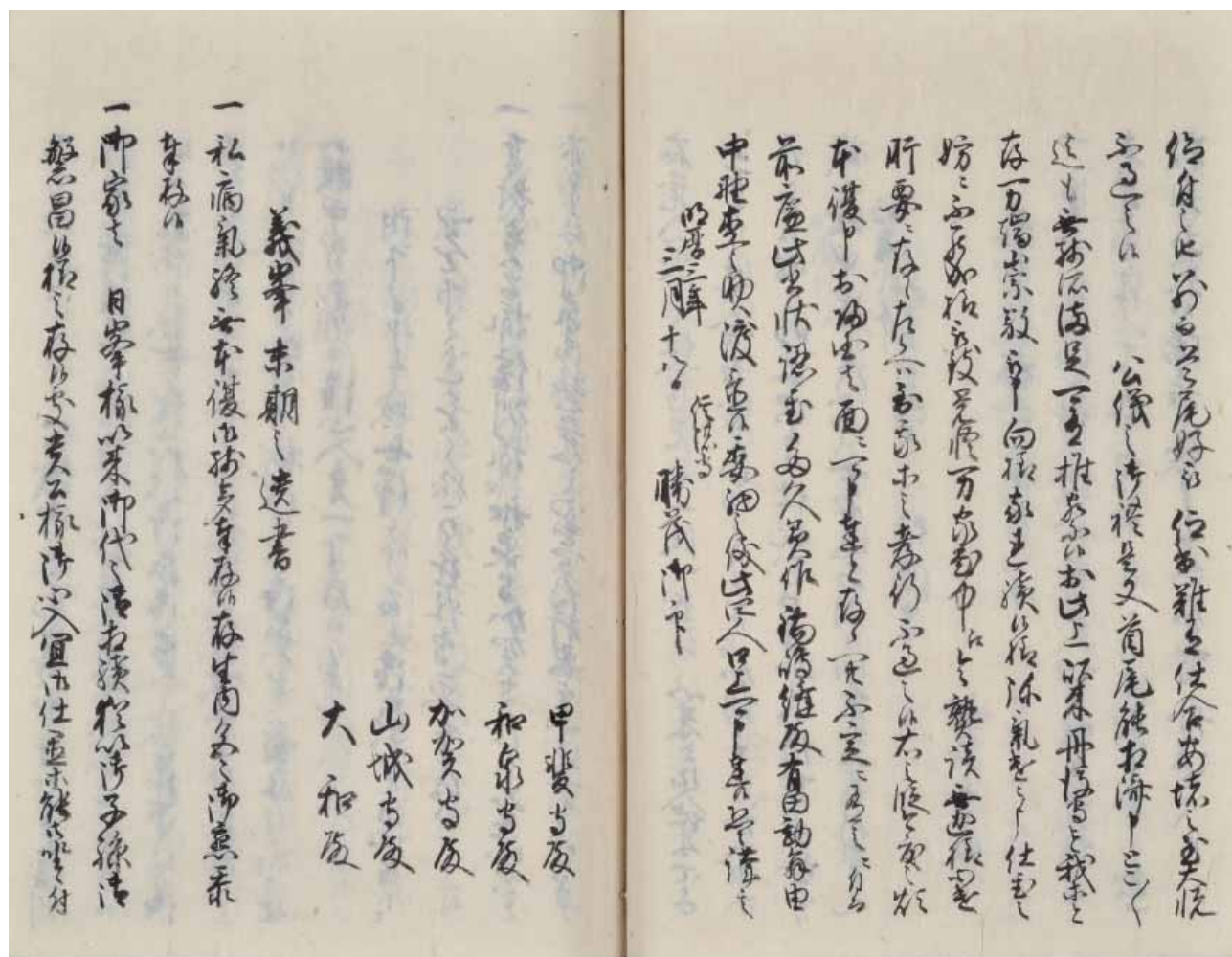
26 諸家團居馬驗昇図

一巻 江戸時代後期
縦二七・四cm 横二〇八五・〇cm
紙本着色墨書 卷子装
公益財団法人鍋島報効会所蔵

佐賀藩重臣の二十七家について、各家の惣旗・團居・馬印など計七十一図が彩色で表されている。小城鍋島家(伊三郎)・蓮池鍋島家(摂津守)・鹿島鍋島家(和泉守)の三家をはじめ、親類(四家)・親類同格(四家)に倉町鍋島家(家老)を加えた十二家は惣旗・團居・馬印の三種が表され、その他の家老や、その下の家格にあたる着座など十五家については、惣旗はなく團居と馬印を中心に描かれている。

本図の制作年代について、各家当主の名乗りを手掛かりにすれば、小城鍋島家で「伊三郎」を名乗った鍋島直愈は明和元年(一七六四)に家督相続、寛政六年(一七九四)隠居。また武雄鍋島家で「能登」を名乗った茂明は宝暦五年(一七五五)に能登と改名し明和八年(一七七二)に没し茂順(十左衛門・越後)が継いでいる。こうしたことから、およそ明和年間頃の状態を示すものと考えられる。

ただ、島原の乱で勝茂の長男元茂が用いた馬印や纏などは本図に表されたものと近似すると推察され(出品資料No.5)、古来の意匠を引き継いでいるものが多いと推測される。鍋島家の家紋杏葉紋を惣旗に用いるのは蓮池鍋島家と鹿島鍋島家のみである(いずれも花杏葉紋)。



「積文」は上図版の範囲を示す
泰盛院様遺書 写

一筆申遣候、以我等儀今度大切之煩差発、折角養生申儀候へ共、尔今同篇ニ有之而迷惑申事候、然ハ数年相願候隠居之儀申上候処、家督丹後守へ被仰付之由、別而首尾好被仰出難有仕合安堵之至大悦不遇之候、公儀之御礼是又首尾能相済申、とこゝ迄も無残所満足可有推察候、於此上以來丹後守を我等と存、万端崇敬被申向様家連統候様、弥氣遣覚悟、万家中江令熱談無迎様心遣肝要ニ存候、左候へハ、到我等之孝行不遇之候、右之段今度之煩本復申於帰国は、面と可申達と存候へ共、不定ニ有之ニ付而、前廉此書状認置、多久美作・鍋嶋縫殿・有田勘解由・中野奎之助へ渡置候、委細之儀、此四人口上可申達候、恐と謹言

明暦三年 信濃守
三月十八日 勝茂御印

甲斐守殿(蓮池・直澄)
和泉守殿(鹿島・直朝)
加賀守殿(小城・直能)
山城守殿(白石・直弘)
大 和殿(神代・直長)

28 子供たちへの勝茂の遺言

参家幾路具(三家記録) 一冊

江戸時代後期

原本は(明暦三年(一六五七)三月十八日付

縦二六・一cm 横一八・六cm

紙本墨書 冊子装

公益財団法人鍋嶋報效会所蔵(鍋一〇九一四)

勝茂の遺書。宛所五人のうち、直澄・直朝・直弘・直長の四名は息子、残る一人は二代小城藩主直能。直能の父で勝茂長男の元茂はすでに没していた。

まず勝茂は、数年来、幕府に願ひ出ていた隠居がこのたび認められ、家督が孫の光茂(勝茂の二男忠直の子)に仰せ付けられたことについて「有り難き仕合せ、安堵の至り大悦これに過ぎず候」、「残る所無く満足」であると、家督相続が無事に済んだことに安堵している。そして今後については、光茂のことを私(勝茂)だと思つて敬い、家が連続するよう氣遣うことや、重臣たちと熟談することを求め、これこそが勝茂に対する最上の「孝行」になると諭している。病が持ち直し帰国ができれば直接面談できるが、叶わない場合を想定し、多久茂辰らに必要事項を伝えてあるという。

この遺言から六日後にあたる三月二十四日、勝茂は江戸にて七十八歳で没した。臨終には正室高源院や深溝松平家に嫁いだ五女長姫も駆け付けた。於長様は(勝茂)公に取付き御愁歎遊ばされ、高源院様は御見参有りて少し御涙ぐみ成られたる「様子で、「数年御副えなされ、当年御一所にて御臨終を御覧なさる事、奇特の御縁、目出度く思召す由にて、少しも御うろたへ遊ばさる御様子もな」かつたと伝える(「勝茂公譜考補」)。最後の暇乞いに際し涙を流す長姫を高源院は睨み付け、「いかに女なればとて、物の道理を聞分けず、末期の親に涙を見せ申すものか」と諭した(「葉隠」出品資料No.16)。

前年の勝茂の参府に際し、病を押して御供していた多久茂辰は賢崇寺で法体となり愚溪と号し、勝茂の遺骨の御供として佐賀に下った。

出品リスト

No	資料名	員数	作者・所用者等	時代・年代	法量	所蔵者（請求記号等）
第一章 ◆ 初代藩主と子供たち						
1	鍋島勝茂像	一幅	江戸時代前期	江戸時代前期	縦九四・四 cm 横四五・四 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
2	撞杖	一本	江戸時代前期	江戸時代前期	全長七六・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
3	鍋島直茂像	一幅	江戸時代前期	江戸時代前期	縦一四七・五 cm 横八九・〇 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
4	元茂公御年譜	一冊	寛政十二年（一八〇〇）成立	江戸時代前期	縦二六・四 cm 横一八・四 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋一三一〇一）
5	鉄打出金箔押唐冠形兜	一頭	江戸時代前期	寛永五年（一六二八）	総高五七・〇 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
6	寛永五年惣看到	一冊	寛永五年（一六二八）	江戸時代前期	縦三〇・六 cm 横二三・八 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋三三一）
7	（一）多々家所蔵文書 （二）御書物写（多々家所有之候御書物写） （三）多々家書物写 （四）多々家所有之候書類	二十三冊 十九冊 十五冊	江戸時代後期 江戸時代後期 天保十四年（一八四三） 嘉永六年（一八五三）	江戸時代後期	縦一六・四 cm 横一八・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇一五・二一〇） 公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇一五・二一〇） 公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇一五・二一〇） 公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇一五・二一〇）
8	水江事略（巻七／安順年譜下）	一冊	江戸時代後期書写	江戸時代後期書写	縦二六・四 cm 横一八・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇一五・二一六）
9	鍋島勝茂宛て千鶴（徳寿院）消息写（多々家文書）	一冊	江戸時代後期書写	江戸時代後期書写	縦二六・三 cm 横一八・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇一五・二一九）
10	勝茂公より忠直公への御書き物	一冊	明治時代書写	明治時代書写	縦二七・〇 cm 横一八・八 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇一五・二一九）
11	茶漆塗杏葉紋付衛府太刀拵	一口	江戸時代前期	江戸時代前期	全長九五・五 cm	佐賀県立博物館・美術館寄託
12	（一）笏 （二）石帯 （三）平緒（垂） （四）平緒（本緒） （五）紅地大口 （六）襪		江戸時代	江戸時代	長さ四四・三 cm 幅七・三 cm 長さ五四・八 cm 幅四・八 cm 長さ一三三・一 cm 幅八・九 cm 長さ一九九・六 cm 幅八・七 cm 長さ一七五・九 cm 幅二五・九 cm 縦二二・二 cm 横二五・九 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（高傳寺返納品）
13	竹内門跡良恕親王短冊	一幅	寛永十二年（一六三五）	江戸時代前期	（本紙）縦五八・六 cm 横二七・六 cm （短冊）縦三五・八 cm 横五・六 cm （本紙）縦二七・〇 cm 横五・六 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（高傳寺返納品）
14	鍋島忠直和歌色紙短冊貼交	一幅	江戸時代前期	江戸時代前期	縦一四七・〇 cm 横八〇・二 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（高傳寺返納品）
15	忠直公御木像由来之画	一幅	昭和時代初期	昭和時代初期	縦二五・八 cm 横一八・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（高傳寺返納品）
16	葉隠（山本本）	十一冊のうち 一冊	享保元年（一七一六）成立	江戸時代後期書写	縦二五・八 cm 横一八・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇六三三四）
17	鍋島勝茂覚書 （多々家書物写御什物方指出二十二号）	一冊	江戸時代後期書写	江戸時代後期書写	縦二六・二 cm 横一八・七 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇一五一）
18	榊原職直宛て鍋島直澄書状	一通	（寛永十六年（一六三九）九月二十八日付） （寛永十五年（一六三八）三月二十二日付）	江戸時代	縦三四・六 cm 横四八・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（古一五二）
19	和泉守忠茂殿譜	一冊	江戸時代	江戸時代	縦二五・〇 cm 横一七・九 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋一一三一〇七）
20	大藏姓成富家譜	三冊のうち 一冊	江戸時代後期	江戸時代後期	縦二六・二 cm 横一九・一 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋一二二五二）
21	錆色塗紺糸威仏二枚胴具足	一領	安土・桃山／江戸時代初期	安土・桃山／江戸時代初期	胴高三六・〇 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
22	采配	一握	安土・桃山／江戸時代初期	安土・桃山／江戸時代初期	柄長三三・〇 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
23	梨子地扇文蒔絵鏡	一雙	成富兵庫茂安所用	成富兵庫茂安所用	縦三一・〇 cm 横四・二 cm 高さ二七・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
24	青漆塗萌黄糸威二枚胴具足	一領	成富茂安兵庫所用	成富茂安兵庫所用	胴高四五・〇 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（佐賀県重要文化財）
25	神代直長宛て鍋島勝茂覚	一通	江戸時代初期	江戸時代初期	縦三九・七 cm 横一〇二・六 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（神代家文書No.〇二〇）
第二章 ◆ 初代藩主から二代藩主へ						
26	諸家同居馬騷昇図	一卷	江戸時代後期	江戸時代後期	縦二七・四 cm 横二〇八五・〇 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
27	承応佐賀城廻之絵図	一幅	承応三年（一六五四）	承応三年（一六五四）	縦二〇 cm 横三一〇 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
28	参家幾路具（三家記録）	一冊	江戸時代後期	江戸時代後期	縦二六・一 cm 横一八・六 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋一〇九一四）
29	葉隠（山本本）	十一冊のうち 一冊	享保元年（一七一六）成立	享保元年（一七一六）成立	縦二五・八 cm 横一八・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋〇六三三四）
30	鍋島光茂宛て直澄遺書案 （五番誓詞御懸硯入組第一〇四号）	二冊のうち 二冊	江戸時代後期書写	江戸時代後期書写	縦二六・一 cm 横一八・三 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋三二〇三二）
31	御三家格式	一冊	江戸時代後期書写	江戸時代後期書写	縦二六・二 cm 横一八・六 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（鍋三六二一八）
32	勝茂公其外様短冊七葉	一幅	江戸時代前期	江戸時代前期	（短冊）縦三五・五 cm 横五・五 cm 口徑一二・七 cm 高さ七・一 cm 底徑五・〇 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（高傳寺返納品）
33	禾目天目茶碗	一口	中国・元／明時代	中国・元／明時代	口徑一二・四 cm 高さ六・九 cm 底徑四・二 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（高傳寺返納品）
34	禾目天目茶碗	一口	中国・元／明時代	中国・元／明時代	口徑一五・七 cm 高さ七・二 cm 底徑五・五 cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵（高傳寺返納品）
35	井戸茶碗 銘 栄城	一口	朝鮮・李朝時代	朝鮮・李朝時代		公益財団法人鍋島報効会所蔵（高傳寺返納品）



徴古館

The Museum CHOKOKAN
NABESHIMA